

令和8年度上半期 監査の概要

■ 範囲

主に令和7年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行

■ 対象機関

本庁

監査対象機関	監査対象機関の各所属のうち、地方自治法第199条第1項の規定による監査の対象
政策企画部※	政策企画総務課及び秘書課
総務部（選挙管理委員会事務局を含む。）	企画厚生課、人事課及び総務サービス課
財務部	行政DX企画課及び行政DX推進課
スマートシティ戦略部	戦略企画課、地域戦略推進課
府民文化部	人権局
I R推進局	企画課及び推進課
福祉部	障がい福祉室
健康医療部	生活衛生室
商工労働部	成長産業振興室
環境農林水産部（海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会を含む。）	脱炭素・エネルギー政策課及び流通対策室
都市整備部（収用委員会事務局を含む。）	都市整備総務課、事業調整室、住宅建築局建築環境課及び収用委員会事務局
大阪都市計画局	拠点開発室
大阪港湾局	大阪港湾局
会計局	会計総務課及び会計指導課
議会事務局	総務課、議事課及び調査課
教育庁	人権教育企画課、施設財務課及び学校総務サービス課
人事委員会事務局	人事委員会事務局
警察本部	総務課、施設課、留置管理課、府民応接センター、警務課、厚生課、高度情報推進課、生活安全総務課、地域総務課、第二方面機動警ら隊、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、検視調査課、交通規制課、交通機動隊、警備第一課、公安第三課、第一機動隊、第一方面本部及び第三方面本部

出先機関

所管部局	監査対象機関
商工労働部	労働委員会事務局
環境農林水産部	中央卸売市場
都市整備部	北部流域下水道事務所、東部流域下水道事務所及び南部流域下水道事務所
教育庁	東住吉高等学校、豊島高等学校、刀根山高等学校、吹田高等学校、花園高等学校、河南高等学校、千里青雲高等学校、鳳高等学校及び泉北高等学校
公安委員会	曾根崎警察署、豊中南警察署及び貝塚警察署

※地方自治法第199条第2項に規定する事務の執行に関する監査を除く

■ 結果

監査を実施した範囲における検出事項の概要は以下のとおりである。

1 施策事業に関するもの 7件

	項 目	部 局 等
1	府税事務所における公用車の活用状況について	財務部
2	大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の運営について	府民文化部
3	病児保育事業の取組について	福祉部
4	府営公園の管理運営制度について	都市整備部
5	建設リサイクル法に基づく審査・指導について	都市整備部
6	水都国際中学校・高等学校の指定管理法人による運営について	教育庁
7	大阪府警察の大規模災害時の対応について	公安委員会

2 事務処理に関するもの 43件 21所属

(1) 財務会計事務 6件

- ・契約手続の不備 2件
- ・契約手続の不備及び履行確認の不備 1件
- ・債権管理の不備 1件
- ・行政財産使用料徴収の不備 1件
- ・概算払の精算事務の不備 1件

(2) 庶務諸給与事務 27件

- ・通勤手当の誤り 2件
- ・通勤認定の誤り 1件
- ・管内旅費の支給事務の不備 6件
- ・管外旅費の支給事務の不備 1件
- ・旅費の精算事務の不備 7件
- ・服務管理の不備 5件
- ・服務管理の不備及び管内旅費の支給事務の不備 1件
- ・服務管理の不備及び管外旅費の支給事務の不備 1件
- ・時間外等勤務実績の登録・確認の不備 3件

(3) 資産管理事務 9件

- ・公有財産台帳の登載誤り 4件
- ・公有財産台帳の登載誤り及び公有財産管理の不備 1件
- ・備品管理の不備 3件
- ・公有財産管理の不備 1件

(4) その他 1件

- ・有効期間を経過した計量器の使用 1件